

## 2. 個別の事業の内容について

### (1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公 1
------	-----

### [2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第1項第1号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
21	動物用医薬品等は、国民生活上不可欠な資材である。専門的知識の付与並びに動物用薬事関係法令集等の提供により、許可・承認を円滑・迅速化し、動物用医薬品の開発促進と安定供給に資することから国民生活に不可欠な資材等の安定供給の確保を目的とする事業に該当する。
01	動物用医薬品等の開発、改良は、学術及び科学技術の進展を根幹としており、本事業は、学術及び科学技術の振興を目的とする事業に該当する。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1。))			
(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(3) 講座、セミナー、育成	<p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>(1)許可・承認の円滑化・迅速化による動物用医薬品等の安定供給を目的としており、不特定多数の者の利益の増進に寄与するものである。</p> <p>(2)開催案内は、広報誌、協会ホームページに掲載し、広く周知するなど受講する機会を広く一般に開かれている。</p> <p>(3)テーマごとに専門的知識を有する大学教授や行政当局の担当者等に講師を依頼している。</p> <p>(4)大学の教授等の講師には、協会規定に基づく講師報酬を支払う。許可・承認手続きに関する審査行政当局の講師には、謝金は支払っていない。</p>	
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>(1)本事業は、動物用医薬品等の普及により、動物の衛生の向上を推進し、公衆衛生の向上に寄与することを目的(定款第3条)としている。</p> <p>(2) ア 動物用医薬品等の専門的知識を、幅広く関連業務に従事する企業・個人に付与することを目的としている。情報誌等は、不特定多数が入手可能なことから、特定の企業・個人や会員のみを対象とするものではない。</p> <p>イ 広報誌の内容は、編集委員会で審査・考査されている。動物用医薬品に係る法制、承認許可手続き、各種基準の解説書等の発行に関しても委員会で調査・検討される上、規制当局との協議を介した調査研究結果を反映させる。</p>	

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。